

千葉アンギオ技術研究会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、千葉アンギオ技術研究会と称する。
英文名 Chiba Angiography Technology Society (CATS) とする。

(所在地)

第2条 本会は、事務局を〒260-8677 千葉県千葉市中央区亥鼻 1-8-1 千葉大学医学部附属病院放射線部に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、血管造影検査および治療 (IVR) における撮影技術学、放射線防護計測学等総合的な視野での研究、啓発活動を行うと共に、血管造影に携わる医療従事者の技術向上をはかり、血管造影技術のレベルアップを目標とする。さらに関連学会・研究会と連携をはかり、医療技術の進歩・発展に寄与し、あわせて会員相互の親睦をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、学術講演会等の事業を行う。

第3章 会員

(会員)

第5条 会員は、本会の目的趣旨に賛同し、その達成に協力する者で、職種、資格は問わない。

第4章 役員及び職務

(役員)

第6条 本会の役員は、次の通りとする。

会長： 1名

幹事： 若干名

監査： 1名

(役員を選任)

第7条 役員を選任・任免は、幹事会で決定する。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務をつかさどる。幹事は、会長を補佐し、本会則に定める事項、並びに会の運営及び事業について企画、審議する。

2. 監査は本会の会計ならびに事業運営の監査を行う。

第5章 運営及び会計

(運営)

第9条 本会は、会員からの会費によって運営する。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年8月1日から翌年7月31日とする。

第11条 事務局は会計年度終了後、その収支報告を行う。

附則

1. 本規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は幹事会において変更・追加することができる。
2. 本規約は、2003年8月1日より施行する。